

### 目黒区地域福祉審議会会議録（要旨）

名 称	令和6年度第1回目黒区地域福祉審議会
日 時	令和6年7月30日（火）午後6時～8時
会 場	総合庁舎本館2階 大会議室
出席委員	石渡会長、北本副会長、西村委員、上田委員、香取委員、松原委員、長崎委員、脇山委員、寺田委員、柳田委員、加藤委員、島崎委員、丸田委員、小林委員、岡村委員、井上委員、宇佐美委員、横井委員、脇坂委員
欠席委員	平岡委員、中島委員、徳永委員、吉田委員、草薙委員
区職員	青木区長、保坂健康福祉部長、佐藤健康推進部長、田中子育て支援部長、大塚健康福祉計画課長、香川健康推進課長、橋川福祉総合課長、小野介護保険課長、相藤高齢福祉課長、櫻庭障害施策推進課長、山内障害者支援課長、中野生活福祉課長、佐藤子育て支援課長、末木教育支援課長
傍聴者	2名
配布資料	<p>資料1 目黒区地域福祉審議会委員名簿・区側出席者名簿</p> <p>資料2 目黒区地域福祉審議会条例、目黒区地域福祉審議会条例施行規則</p> <p>資料3 審議会の公開等の取り扱いについて（案）</p> <p>資料4 目黒区保健医療福祉計画、第9期目黒区介護保険事業計画・目黒区障害者計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）について</p> <p>資料5-1 目黒区保健医療福祉計画（令和6年度～10年度）【概要版】</p> <p>資料5-2 第9期目黒区介護保険事業計画（令和6年度～8年度）【概要版】</p> <p>資料5-3 目黒区障害者計画（令和6年度～8年度）（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）【概要版】</p> <p>資料6-1 目黒区もの忘れ検診の実施について</p> <p>資料6-2 手話言語に係る条例制定に向けた取組について</p> <p>資料7 目黒区保健医療福祉計画（令和3年度～7年度）の令和3年度～5年度実績、計画目標に対する評価報告</p> <p>資料8 目黒区介護保険の令和5年度利用状況（計画と実績）</p> <p>資料9 目黒区障害者計画（令和3年度～5年度）の令和5年度実績、計画目標に対する評価報告</p> <p>資料10 今後の予定について（案）</p>
会議次第及び主な発言	<p><b>1 開会</b> 委員の19名が出席しており、定足数を満たした。</p> <p><b>2 委嘱状の交付</b> 区長から各委員へ委嘱状を交付した。</p> <p><b>3 区長挨拶</b> 委員各位に就任の御礼とともに、任期中の積極的な参加をお願い申し上げる。保健医療福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画は、本区の福祉を進めるバイブルである。今年3月の改定に向けて、前期委員の皆さんが熱心にご議論頂いたことに重ねて感謝する。 目黒区は平成6年6月1日に福祉都市宣言を行っている。宣言がうたう「人間性尊重の精神」に立ち、誰一人取り残されることのない地域社会を区民の皆さん</p>

と共に築いていきたい。宣言が現実のものとなるように、この3計画を基本に地域福祉の充実に努めて参りたいと考えるので、ご協力をお願いする。

いま開催中のオリンピックの5輪の輪は、5大陸の人々の協力と連携を表しているが、地域福祉の充実も区役所だけでできることではない。委員各位と私どもがしっかりと力を合わせていくことが大切である。

皆さんの区政への積極的な参加とご協力を心からお願い申し上げます。

#### 4 委員の紹介

各委員が自己紹介を行った。

#### 5 区側出席者の紹介

健康福祉計画課長が区側出席者を紹介した。

#### 6 会長の互選

互選により石渡和実委員を会長に決定した。

**会長** 委員の自己紹介を聞き、目黒を愛している方が多いことを再認識した。居住支援協議会にも関わっており、目黒の取組は都の先進例として評価されている。そこには、これまでの空き家対策の積み重ねがあると言える。

目黒では、福祉や住まい、まちづくりなどのいろいろな分野で、確実な蓄積の上に目黒らしさを盛り込んだ新しい展開がなされていると感じている。これからまた、皆さんのご協力をお願い申し上げます。

#### 7 副会長の互選

互選により北本佳子委員を副会長に決定した。

**副会長** 計画づくりは、新しい課題に対応して常にバージョンアップが求められる。前回の計画は良い計画だが、人材確保やDXなどのソフト面をどう組み合わせしていくかという課題がある。

新たに重層的支援体制整備事業も始まる。専門職では対応できない部分を、区民の皆さんの力添えを頂くことになる。よりよい計画をつくっていききたいと思うので、よろしくようお願い申し上げます。

#### 8 審議会の公開等の取り扱いについて

**会長** 事務局から説明する。

**健康福祉計画課長** (資料3により説明)

**会長** 質問・意見はなく、資料3の案のとおり決定する。

#### 9 目黒区保健医療福祉計画(令和6年度～10年度)、第9期介護保険事業計画及び障害者計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉)(令和6年度～8年度)について

**会長** 本年3月に改定された3計画について区から説明する。

**健康福祉計画課長** (資料4、5-1により説明)

**介護保険課長** (資料4、5-2により説明)

**障害施策推進課長** (資料4、5-3により説明)

**会長** 意見・質問等はあるか。

**委員** 多文化共生や誰一人取り残さないという趣旨から考えると、例えば日本語があまり得意ではない住民の方々への支援という観点、この計画に含まれる

ものではないのか。

**健康福祉計画課長** 外国にルーツがあるなど日本語が不得手な方への支援について、これらの福祉の計画で直接、触れている部分はない。

ただ、区では、多文化共生推進ビジョンを策定しており、MIFA（目黒区国際交流協会）と連携・協力して、日本語学習への支援や多言語による情報提供、行政手続きの支援などを行っている。直近では、ウクライナから避難してきた方たちに、通訳の支援を提供しながら福祉サービスの手続きをワンストップで行ったという実績もある。

**会長** 委員から大事なご指摘をいただいた。この3計画は主に福祉・介護関係の法律に基づき策定されているので、区政の各分野に渡るものではないが、現実には、様々な方に対して丁寧な支援がなされていると考える。

## 10 新たな取組について

**会長** (1) **もの忘れ検診（認知症検診事業）の実施について**、区から説明する。

**福祉総合課長** （資料6-1により説明）

**会長** 意見・質問等はあるか。

**委員** 6月から始まった検診で、少子高齢化が進む中、高齢者が元気で活躍できる社会を目指す、よい事業だと思う。

自分の医療機関でも実施しているが、周知が不十分と感じる。始まったばかりだが、積極的に受診してくれるような工夫が必要ではないか。

また、あくまでも印象だが、年相応のもの忘れがある人が受診して、認知症の人が受診していないのではないかという懸念がある。認知症を認めたくないという気持ちがあり、受診せず進行してしまうことがある。

認知症は、早期の発見・診断・対応が大切なので、検診の周知も含め行政と医師会がタイアップして進めていきたい。

**福祉総合課長** 周知については、6月に検診が始まった際にホームページで周知した。結果が区に届くのが8月からになり、その状況を見て、未受診の方には再度の勧奨を個別に行う予定としている。

また、検診の個別通知に同封したチェックリストが、本人の気づきにつながることもあると考えている。普及啓発は大きな課題であるため、しっかり取り組んでいきたい。

**委員** 物忘れする人は、区が送った検診の書類を見ても自分ごとと受け止めないような気がする。未受診者への再勧奨の場合は、子どもなど家族への案内も必要ではないか。

**会長** 家族が検診を希望しても本人が拒否する場合もある。そのあたりも含めて区から説明をお願いしたい。

**福祉総合課長** 検診はやはり本人の意思で受けていただくものであるが、家族が希望しても本人が受診したがない場合は、地域包括支援センターに相談いただきたい。受診に向けたアドバイスなど、一緒に考えていくことができる。

周知については、個別の通知だけでなく、区民全体に周知することも大事である。区報の10月1日号で、認知症施策の大特集を組む予定で、この検診についても取り上げる予定になっている。

**委員** もの忘れ検診の流れ図について、実施医療機関での検査結果で、認知症の疑いの有無にかかわらず、検診後の流れでは、地域包括支援センターや医療機関につながるようになっていく。疑いなしの場合でも、必ず何らかの事業に組み込まれるシステムになっているのか。

**福祉総合課長** 疑いなしの場合は、あくまでも必要に応じて地域包括支援センターをご利用いただくということになる。センターでは、地域の介護予防教室や様々な活動など、認知症予防に効果がある社会資源の情報をたくさん持っているのです、ご案内できる。必ず地域包括支援センターに行かなければいけないということではない。

**委員** 対象年齢が67、70、73、76歳と限られている根拠は何か？

**福祉総合課長** 対象年齢の根拠については、事業の準備委員会の中で出された専門家のご意見などを参考にして3歳刻みとしている。また、都の補助金活用という点からある程度対象年齢を絞ってスタートした。今後については、今年度の状況を見ながら考えていきたい。

**委員** 人生100年時代なので、60代70代に限らず、80代90代にも幅を広げることが必要では。検診の効果はどのくらいあるのか？

**委員** 個人差があるが、健診の結果がグレーゾーンの人が意外と多く、そういう場合は、早めの診断と早期の治療や対策により進行を遅らせることが可能で、検診の効果が期待できる。

**委員** ミニデイには、趣味を持って通っている認知症の方もいる。薬をもらっても飲まない人が多いように思う。進行が早い方がいるが薬を飲んでいないのではと思う。

**委員** 進行の早い遅いは個人差が大きいと考える。また、人によって認知症への意識や理解の程度に差がある。意識が薄ければ薬が出てても飲まないということもあり、そのため症状が進行することもあるのでは。

**委員** 配偶者が認知症の人の介護に疲弊している例をよく見る。認知症の治療や対応には、これでよいという正解がないように思う。

**委員** 認知症といっても、実際は原因が違う場合もある。まずは医療機関を受診して検査を受け、適切な治療を受けることが大切である。

**会長** 成年後見制度の改正に向けた検討の中で、認知症の当事者のヒアリングがあった。認知症がただ進むだけではなく、きちんと保っているところがあり、それを発揮して自分らしく生きているという話が心に響いた。

今年の1月に施行された認知症基本法の目的は、認知症の人が希望を持って暮らせるよう、皆が共に尊重し支え合う共生社会の実現を推進するものである。認知症に対してあまり否定的に捉えない方がいいのではないかと思う。

**委員** 検診の周知については、10月の区報の特集以降も、タイミングをとらえて効果的な広報を行うなど周知を続けていくとよい。

**福祉総合課長** 区報だけでなく、LINE等も活用して、様々な方法で周知を行っていきたい。

**会長** (2) 手話言語条例の制定に向けた検討について、区から説明する。

**障害者支援課長** (資料6-2により説明)

**会長** 意見・質問はあるか。

**委員** 個人的に「障害者」の「害」という字に違和感がある。障害者が害を与えているわけではない。障害者雇用などで企業がこの字を使うことはない。公的なもので使うのは致し方ないのかもしれないが、目黒区では、どのように考えているのか？

**健康福祉部長** 基本的に、「障害」は社会環境にも要因があるという、いわゆ「障害の社会モデル」の考え方に立っている。こうした考えのもと、区では法律等の文言に準じて「障害」という文字を使っている。

この障害の社会モデルという考え方の普及啓発が大切である。障害者差別解消法の改正により障害のある人への合理的配慮義務が民間事業者にも課せられるようになった。障害への理解、社会的な障壁をなくすことに力を入れていきたい。

**会長** 「害」という文字の使い方には様々な意見がある。障害の当事者の中にもひらがなにすれば全てOKとなってしまうのでは、という懸念を持つ人もいる。一緒に考えていきたい。

**委員** 社会福祉協議会のボランティアとして、手話ティチャーによる小学生への手話普及の手伝いをしている。目黒区にはこうした取組の実績があるが、今回、条例が制定された後、言語としての理解や習得のための具体的な取組が必要になってくると思う。教育や子育てなどの様々な場面で提案されるのかと思うが、いかがか？

**障害者支援課長** 条例は、基本理念や区の責務、区民及び事業者の各役割を定めるものとする。当然、手話言語理解のための周知啓発、手話を習得する機会の充実などが必要である。条例に基づく、具体的な施策等について検討を進めていきたい。

**会長** 小学生や中学生が、外国語を学ぶように表情豊かに手話言語を学んでいるという話も聞く。聞こえない人のためだけでなく、地域の文化をつくっていくようなものではないかと思う。

#### 11 目黒区保健医療福祉計画（令和3年度～7年度）の実績及び評価について（令和5年度末）

#### 12 目黒区介護保険の令和5年度利用状況（計画と実績）

#### 13 目黒区障害者計画（令和3年度～5年度）の実績及び評価について（令和5年度末）

**会長** 次第の11～13については、関連性があることから3件まとめて議題とする。順次、各担当課長から説明する。

**健康福祉計画課長** （資料7により説明）

**介護保険課長** （資料8により説明）

**障害施策推進課長** （資料9により説明）

**会長** 意見・質問等はあるか。

**副会長** コロナが明けて計画事業が順調に進められてきていると思う。評価の積み重ねの中で、評価基準が明確になっていくのではないか。目標を数値化できない事業については評価の説明が必要と考える。

#### 14 今後の予定について

**会長** 事務局から説明する。

**健康福祉計画課長** （資料10により説明）

**会長** 質問・意見はなく、資料10の案のとおりとする。

#### 15 その他

**会長** 最後にその他として、何かあるか。

**健康福祉計画課長** 次回の審議会は、1月下旬となる予定。日程は調整の上、決まり次第お知らせする。

#### 16 閉会